

横浜市立日野南中学校「部活動における活動方針」

横浜市立日野南中学校 部活動顧問会

第一条 部活動の方針

部活動は、学校の教育活動の一環として、その教育的効果を考え、本校の教育目標を踏まえて実施されるものとします。学校は、本活動方針を学校HPで公開するとともに、部活動保護者説明会等で説明します。

第二条 部活動のねらい

興味・関心を同じくする生徒が集まり、顧問教師とともにその専門性を高めていくなかで、生徒同士の連帯感や好ましい人間関係を育て、集団の向上を目指します。

第三条 組織

- (1) 部活動委員会及び各顧問からなる部活動顧問会をおく。
- (2) 部活動委員会は部活動顧問会、職員会議の決定をうけて、部活動の諸問題の解決にあたる。
- (3) 生徒の組織として、各部の代表者（部長）からなる部長会をおく。部長会の指導は、部活動委員会があたる。
- (4) 保護者の組織として、各部の代表者からなる部活動代表者会をおく。この会は必要に応じて開くことができる。
- (5) 各部の保護者会は、顧問と代表者の連絡により必要に応じて開くことができる。各部の代表者は4月または5月に行われる部活動保護者会後に各部で選出し、任期は1年とする。
- (6) 部活動保護者会は、4月または5月に開催する。

第四条 部活動の設置及び廃部に関するもの

- (1) 部活動は、顧問となる教師がいることにより成立する。顧問は職員の希望を尊重し、校長が委嘱する。
- (2) 前年から継続している部において、新年度に顧問となる教師がない場合には、顧問会でその方針を決定し、職員会議で了解を得る。
- (3) 部内の諸事情により、活動の継続が不可能となった場合には、顧問及び部活動委員会が判断し、顧問会、職員会議の了解を得た後、その部を廃止することができる。

第五条 入部に関するもの

- (1) 部活動は3年間続けることを原則とする。3年間継続できる部を選択するにあたり、部の雰囲気や活動内容を知らせるために、部活動オリエンテーションを行う。また、部活動見学や実際の活動を体験する仮入部を、4月中に1週間程度設定する。
- (2) 部活動オリエンテーションは、部活動委員会の指導の下に、各部の代表生徒が行う。
- (3) 仮入部は原則として1年生を対象とし、部活動委員会の設定した期間内に複数の部に参加することができる。
- (4) 仮入部は保護者・担任・顧問の承認を必要とし、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、顧問に提出する。
- (5) 仮入部生徒の活動終了時刻は16：45とし下校完了は17：00とする。解散は原則として顧問が行う。
- (6) 朝練・休日練習等に仮入部は行わない。
- (7) 本入部は保護者・担任・顧問の承認を必要とし、次の手続きにより行う。
 - *入部は1年単位とし、継続の場合も各年度に定められた期間内に手続きを行う。
 - ①希望生徒は、登録カードに必要事項を記入の上、保護者・担任は押印する。
 - ②生徒は、登録カード・年間部費を定められた期間に顧問に提出する。
 - ③顧問は、部費の領収書を生徒に渡す。
 - *以上の手続きを経て、入部が承認される。
- (8) 途中入部者については、1週間程度の仮入部により部活動を体験させることができる。その後、入部希望者については通常の手続きを経て入部が認められる。年間部費については、原則として、夏休み前は全額・夏休み以降～冬休み前は半額・冬休み以降は徴収しないこととする。

第六条 退部・休部に関するもの

- (1) 退部・休部を希望する生徒は保護者・担任の承認（保護者・担任の確認印）を得て退部・休部届けを顧問に提出し承認を得る。
- (2) 届け出は所定の用紙に記入して提出する。

第七条 活動に関するもの

- (1) 各部活動は、月間活動計画等を作成し、全教職員が共有するとともに保護者に周知する。
- (2) 各部活動は、生徒の健康管理、豊かな社会体験、家庭生活の充実を考慮し、1日の活動を平日2時間程度、休日3時間程度とし、週に平日の放課後1日以上と、土日1日以上以上の休養日を設ける。但し、公式戦、発表などへの参加により土日に活動がつづくような場合には、休養日を振り替える。
- (3) テスト3日前は原則として部活動を中止する。ただし、3日前が公式戦・発表などの1週間前にかかる場合は、職員・保護者の了解のもとで活動をすることができる。
- (4) 全職員が部活動の指導ができないとき（職員会議・学年会・研修会等）は、原則として部活動は行わない。ただし、公式戦・発表などの1週間前には、職員・保護者の了解のもとで活動を行うことができる。
- (5) 行事などの場合、部活動委員会の判断により生徒を一旦下校させた後、再登校で活動することができる。
- (6) 年間の活動時間は次の通りとする。

	4月～8月	9月～10月	11月～1月	2月～3月
終了時刻	18:00	17:30	17:00	17:30
下校時刻	18:15	17:45	17:15	17:45

*特に、下校時間を厳守すること。寄り道・買い食い等は禁止する。

- (7) 午前授業等で、部活動のために昼食を学校で食べるときは、顧問が指定した場所にとること。昼食を忘れた場合は原則として再登校とする。
- (8) 活動終了後の解散は、原則として顧問の指示により行う。
- (9) 朝練習は、活動開始時刻を7:15とし、年間を通じて、安全確保のため、7:00より前には来ない。終了は、生徒が8:35までに教室に入ることができるように配慮する。朝練習終了後、顧問が指定した場所でおにぎりなどの補食をすることができる。
- (10) 顧問が出張などにより不在の場合は、残留している他の職員に代理の顧問を依頼し、活動することができる。
- (11) 公式戦・発表などの1週間前には活動の延長が認められる。但し、保護者に連絡し、安全に配慮する。
(30分間の延長が可能)
- (12) 校外での活動・休祭日の活動・活動時間の延長については、所定の用紙を学校長に提出する。
- (13) 校外活動などで帰宅が遅くなる場合などは、必ず保護者と連絡をとる。

第八条 費用について

- (1) 学校予算の一部を部活動の予算としてあてる。
- (2) 各部活動は、年間の部費について8,000円を上限として、入部希望者より徴収することができる。途中入部者については、別途定める。
- (3) 各部活動で、生徒個人が占有して使用する用具・物品については受益者負担とする。
- (4) 各部活動の顧問は、徴収した部費を年度末に決算し、その会計報告を副校長に提出するとともに保護者に配布する。

第九条 活動場所に関するもの

- (1) 活動場所は、あらかじめ顧問会で確認された場所とする。
- (2) 着替えは各自の教室、あるいは各活動場所にて行うこととするが自分の荷物は必ず活動場所に持っていく。また、雨天時のミーティングは定められた教室を使用するが、使用後の清掃・施錠などの管理は、顧問が責任をもって行う。

第十条 服装に関するもの

- (1) 登下校は原則として標準服とするが、本校のジャージ（ユニフォーム）でもよい。
- (2) 活動中の服装は、標準服・本校のジャージ等顧問が認めたものとする。

第十一条 災害等への対応

- (1) 活動時の災害等は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるため、災害報告書を記入し、養護教諭に提出する。
- (2) 災害等が発生した場合、顧問は学校長に連絡するとともに、応急手当・病院搬送・保護者への連絡等適切に対処する。
- (3) 休日等に災害等で受診したときは、管理職・養護教諭に報告する。

第十二条 その他

- (1) 各部員は日野南中学校の生徒であることを自覚し、礼儀をわきまえ、品位ある行動をとること。
- (2) 学校のきまり・部活動規則等に違反した部活動は、活動を停止させることもある。

【付則】

平成 31 年 4 月 日より部活動運営規則を「部活動における活動方針」と名称を変更し、加筆訂正をして実施するものとします。